

平成22年2月15日

(社) 日本土木工業協会
(社) 東京建設業協会
(社) 東京都中小建設業協会
(社) 日本道路建設業協会
(社) 東京電業協会
(社) 東京電設協会
(社) 東京空気調和衛生工事業協会

} 各位

東京都財務局建築保全部長
(公 印 省 略)

工事成績評定通知等の受領書について

日頃、東京都発注の工事にご協力いただきありがとうございます。

平成21年10月に発表しました、『入札契約制度改革について～東京都の制度改革に向けた実施方針～』において、「工事成績評定制度の信頼性の一層の向上」として、成績評定制度の内容周知、事業者への成績内容説明の徹底などにより、制度の信頼性をより高めていくこととしております。

東京都では、従来から工事主管課長より工事成績評定を通知する際、原則手渡しで行い、工事成績の評定点の内容について説明することとなっておりますが、なお一層の改善として、平成22年4月1日以降に工事成績評定を通知する工事から工事成績評定の内容の説明を受け工事成績評定通知書等を受領した旨を記載した受領書（別紙）のとおり受領者の自署を頂くようにいたしました。

更に、工事成績評定通知書等の受領者は代表者又は代表者の代理者に原則手渡しすることとしたので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

また、各協会の構成員の皆様にもこの東京都の取組みの周知をお願いいたします。

問合せ先

東京都財務局
建築保全部技術管理課

03-5321-1111

内線27-645

齊藤・田上

発注者 _____ 殿

工事成績評定通知書等 受領書

当社が施工した下記の工事について、東京都工事成績評定要綱第12条に基づいた工事成績評定通知書（別記第10号様式）等の説明を受けた上、受領しました。

記

工事件名 _____

工 期 _____ から _____ まで

請 負 者 _____

受領書類

- 工事成績評定通知書
- 項目別評定点
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

請 負 者

受領者（自署） _____

別紙

発注者 _____ 殿

工事成績評定通知書（修正）等 受領書

当社が施工した下記の工事について、東京都工事成績評定要綱第20条に基づいた工事成績評定通知書（別記第10号様式の2）等の説明を受けた上、受領しました。

記

工事件名 _____

工 期 _____ から _____ まで

請 負 者 _____

受領書類

- 工事成績評定通知書
- 項目別評定点
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____

平成 年 月 日

請 負 者

受領者（自署） _____

平成 第 年 月 号 日

殿

発注者 _____
通知者 _____

工事成績評定通知書

貴社が施工した下記の工事について、東京都工事成績評定要綱第12条に基づき成績評定の結果等を下記のとおり通知します。

記

工 事 件 名			
工 期	から	まで	
業 種 番 号		業 種 名	
主任(監理)技術者			
成 績 評 定	総評定点	点(項目別評定点は別表のとおり)	

上記成績評定に疑問がある場合は、下記の「成績評定についての問い合わせ先」に対して説明を求めることができます。

その説明に不服がある場合は、下記の「あて先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内(期間の末日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。)に書面により苦情の申立てを行うことができます。苦情に対する回答は書面により行います。また、その回答にさらに不服がある場合は再度の苦情申立てを行うことができます。

「成績評定についての問い合わせ先」

(工事主管課長)

「苦情申立てあて先及び提出先」

あて先：工事成績評定通知者(再度の申立ての場合は契約担当者)
提出先：工事主管課長

別表

項目別評定点

評定項目		細目	評定点 / 満点
1 基本的な技術力と成果の評価	施工体制	施工体制全般	/5点
		配置技術者	/5点
		対外調整	/5点
	現場管理	安全衛生管理	/10点
		工程管理	/10点
	施工管理	施工管理	/15点
		品質管理	/15点
		出来ばえ	/30点
	2	技術力の発揮	/2点
3	創意工夫と熱意	/2点	
4	社会的貢献	/1点	
5	法令遵守等		
総評定点			/100点

※ 総評定点欄において小数点以下を切り捨て、整数としています。
 また、通常の評定は、1 基本的な技術力と成果の評価で評定されますので、
 2 技術力の発揮、3 創意工夫と熱意、4 社会的貢献については、評定されない
 ことがあります。